

廃棄物処理法施行細則（愛知県規則）（再生利用個別指定関連部分）

（趣旨）

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（再生利用個別指定の申請）

第二条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する知事の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、対象産業廃棄物（再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物であつて当該再生利用個別指定に係るものをいう。以下同じ。）の再生利用に関する事業計画（以下「再生利用個別指定事業計画」という。）を次に掲げる者と共同して作成し、これを記載した再生利用個別指定業指定申請書（様式第一）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 対象産業廃棄物を排出する者（以下「排出事業者」という。）
- 対象産業廃棄物の収集又は運搬（以下「再生輸送」という。）を業として行う者（以下「再生輸送業者」という。）
- 対象産業廃棄物の再生（以下「再生活用」という。）を業として行う者（以下「再生活用業者」という。）
- 対象産業廃棄物の再生によつて得られる物（以下「再生品」という。）の使用を業とする者（以下「再生品使用業者」という。）

2 再生利用個別指定事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 対象産業廃棄物の種類、再生輸送の区分（積替え又は保管の有無をいう。）及び再生活用の区分
- 再生品の種類及び使用方法
- 排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の事業場の所在地
- 再生輸送の用に供する施設の種類及び数量
- 再生活用の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

（再生利用個別指定の基準等）

第三条 知事は、再生利用個別指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その再生利用個別指定をするものとする。

- 再生利用個別指定事業計画に係る排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者が次のいずれにも該当しないこと。
 - 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当する者
 - 省令第九条の三第一号に規定する特定不利益処分を受け、その特定不利益処分を受けた日から五年を経過しない者
 - 法又は廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成十五年愛知県条例第二号）の規定（知事が定めるものに限る。）に違反し、その違反行為があつた日から五年を経過しない者
- 再生利用個別指定事業計画に係る再生輸送の用に供する施設及び再生輸送業者の能力が省令第十条各号に掲げる基準に適合するものであること。
- 再生利用個別指定事業計画に係る再生活用の用に供する施設及び再生活用業者の能力が省令第十条の五第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものであること。
- 前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準に適合すること。

2 再生利用個別指定には、五年を超えない範囲内において有効期間を設けるほか、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 知事は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（様式第二。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

（変更の再生利用個別指定）

第四条 再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）は、次に掲げる場合には、再生利用個別指定業変更指定申請書（様式第三）に知事が必要と認める書類を添えて、その変更の再生利用個別指定を知事に申請しなければならない。

- 再生利用個別指定事業計画に定める事項のうち、第二条第二項第二号又は第三号に規定する事項を変更するとき（その変更が再生利用個別指定事業計画に係る事業の一部を廃止するものであるときを除く。）。
- 再生利用個別指定事業計画に係る排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者又は再生品使用業者を追加するとき。

2 前条の規定は、前項の変更の再生利用個別指定について準用する。

（再生利用個別指定の更新）

第五条 再生利用個別指定業者は、当該再生利用個別指定の更新を受けようとするときは、再生利用個別指定事業計画を排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者と共同して作成し、これを記載した再生利用個別指定業指定更新申請書（様式第四）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、当該申請に係る再生利用個別指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る再生利用個別指定は、その再生利用個別指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、再生利用個別指定の更新がされたときは、当該更新に係る再生利用個別指定の有効期間は、従前のその再生利用個別指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（再生利用個別指定の変更等の届出）

第六条 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定事業計画に定める事項のうち第二条第二項各号に規定する事項に変更があつたとき（第四条第一項各号に掲げる場合及び再生利用個別指定に係る事業の一部を廃止するものであるときを除く。）は、その日から十日以内に、再生利用個別指定業変更届出書（様式第五）により知事に届け出なければならない。

2 再生利用個別指定業者は、当該再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、その日から十日以内に、再生利用個別指定業廃止届出書（様式第六）により知事に届け出なければならない。この場合において、事業の全部の廃止の届出にあつては、指定証を添えなければならない。

3 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定事業計画に係る排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者又は再生品使用業者が法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は法第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その事実を知つた日から十四日以内に、再生利用個別指定業欠格要件該当届出書（様式第七）により知事に届け出なければならない。

（再生利用個別指定に係る事業の実績報告）

第七条 再生利用個別指定業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における再生利用個別指定事業計画に係る事業に関し、再生利用個別指定事業計画に係る事業実績報告書（様式第八）を知事に提出しなければならない。

（再生利用個別指定の取消し）

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その再生利用個別指定を取り消すことができる。

- 第三条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
- 再生利用個別指定業者が、不正の手段により再生利用個別指定（第五条第一項の再生利用個別指定の更新を含む。）又は第四条第一項の変更の再生利用個別指定を受けたとき。